



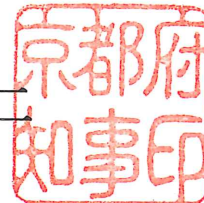
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 京都府京都市山科区東野門口町48番地

氏 名 竹之内運送株式会社
代表取締役 竹之内 米貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 山田 啓 二



許可の年月日 平成25年5月6日

許可の有効年月日 平成30年5月5日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- | | |
|-----------|------------------------|
| ①汚泥 | ⑥繊維くず |
| ②廃油 | ⑦ゴムくず |
| ③廃プラスチック類 | ⑧金属くず |
| ④紙くず | ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず |
| ⑤木くず | ⑩がれき類 |

以上10種類（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成15年5月6日：当初許可
平成18年5月26日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：③④⑤⑥⑧⑨⑩）
平成20年6月13日：更新許可
平成25年5月6日：更新許可
平成25年5月6日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：②⑦、
事業の範囲の変更：石綿含有産業廃棄物の追加）

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無



(日本工業規格 A列4番)